

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
52	健康増進事業に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横浜市は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

横浜市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和4年3月2日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

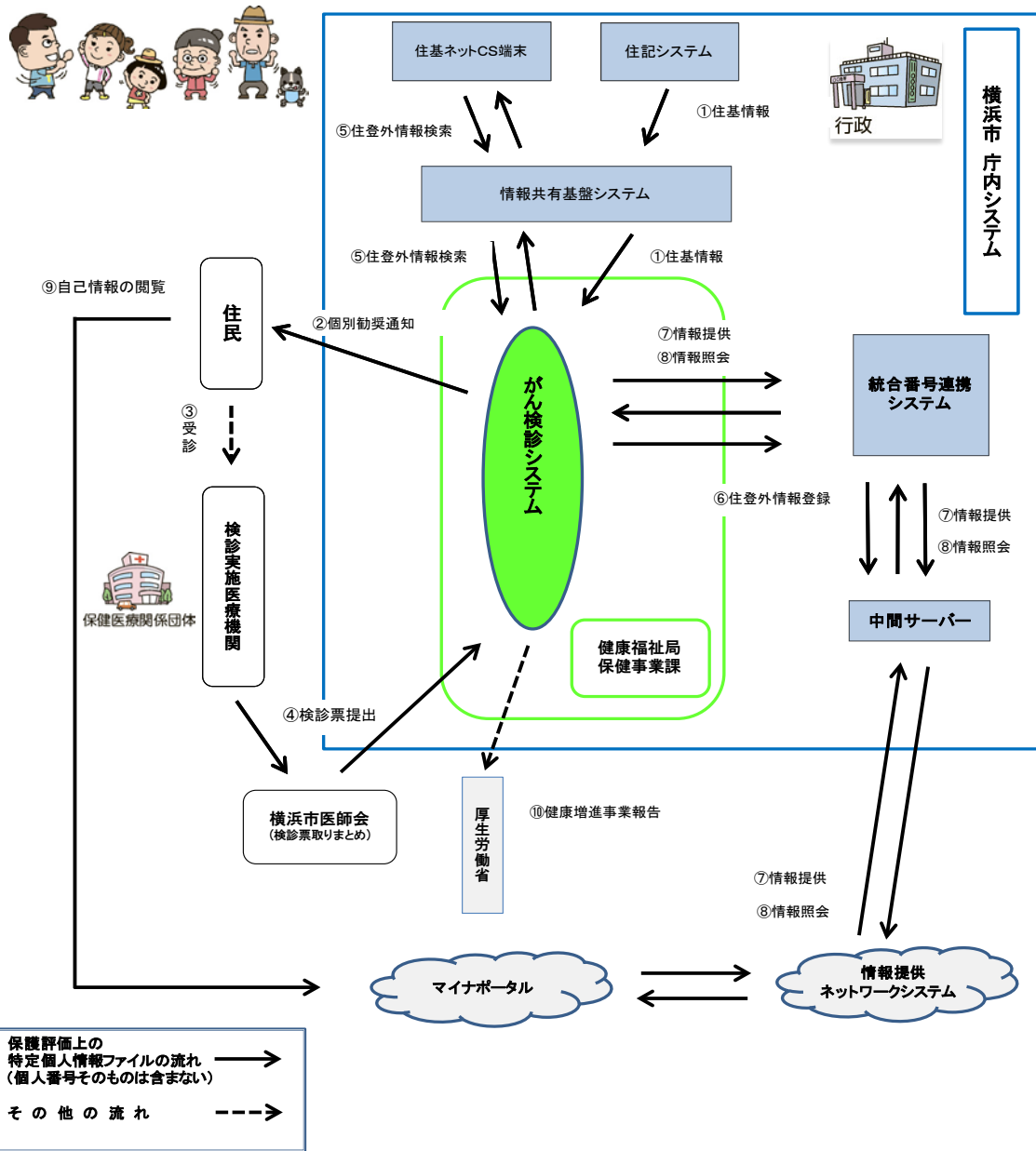
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の内容 ※	<p>横浜市では健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく健康増進事業として「横浜市がん検診」、「横浜市歯周疾患検診」を個別検診は横浜市医師会及び横浜市歯科医師会に委託し、各会に所属する医師及び歯科医師が所属する医療機関等で実施しており、一部のがん検診については各区役所にて集団検診を実施している。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第一により個人番号を利用することができるのは、健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。</p> <p>については、主務省令に定めるもののうち次の事務で特定個人情報ファイルを取り扱う。</p> <p>1 「横浜市がん検診」 横浜市の死亡原因の第1位であるがんを早期に発見し治療に結びつけることで、がんによる死亡を減少させることを目的として、厚生労働省の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づき、5つのがん(胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん)に係る検診及び精度管理を実施している。</p> <p>2 「横浜市歯周疾患検診」 満40歳・50歳・60歳・70歳の方に対し、歯を失う大きな原因となっている歯周病の予防と早期発見を推進し、高齢期における健康で快適な生活の支援を目的に歯周病検診を実施している。</p> <p>具体的には、上記の事務につき、次の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受診者管理等を行う業務 ・ 実施医療機関への委託料の支払いを行う業務 ・ 個別受診勧奨等、受診率向上に向けた施策を行う業務 ・ 地域保健・健康増進事業報告等に必要となる統計業務
③対象人数	<p style="text-align: center;">[30万人以上]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	統合番号連携システム
②システムの機能	<p>統合番号連携システムは、中間サーバー、既存業務システム等と連携し、特定個人情報の照会及び提供等の業務を実現する。</p> <p>統合番号とは、本市において一意に個人を特定する団体内統合宛名番号のことをいう。</p> <p>個人番号は統合番号連携システムにて管理を行う。</p> <p>(1) 統合番号管理機能 統合番号・個人番号・業務固有番号・4情報(住所、氏名、性別、生年月日)を紐づけて管理する機能。</p> <p>(2) 符号管理機能 符号取得要求を中間サーバーに対して行う機能。</p> <p>(3) 情報照会側機能 特定個人情報の照会業務を行うための機能。</p> <p>(4) 情報提供側機能 特定個人情報の提供業務を行うための機能。</p> <p>(5) 中間サーバー稼働状況確認機能 連携する中間サーバーの稼働状況を確認する機能。</p> <p>(6) 個人番号・統合番号変換機能 個人番号を保有しない既存業務システムのために必要となる番号変換機能。</p> <p>(7) データ連携機能 既存業務システムと中間サーバー間のデータ連携機能。</p> <p>(8) データ変換機能 文字コード及びファイルフォーマットを変換する機能。</p> <p>(9) 職員認証・権限管理機能 統合番号連携システムの利用者を認証し、権限を管理する機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [<input type="radio"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="radio"/>] その他 (中間サーバー、既存業務システム)</p>

システム4	
①システムの名称	がん検診システム
②システムの機能	<p>1 「横浜市がん検診」</p> <p>(1) 受診者の履歴、受診医療機関、検診結果等の管理</p> <p>(2) 横浜市がん検診の個別受診勧奨等に係る対象者抽出</p> <p>(3) 統計出力機能</p> <p>2 「横浜市歯周疾患検診」</p> <p>(1) 受診者の履歴、受診医療機関、検診結果等の管理</p> <p>(2) 統計出力機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム5	
①システムの名称	情報共有基盤システム
②システムの機能	<p>情報共有基盤システムは、既存住民基本台帳システム、税務システム等と連携し、情報共有基盤システム上に構築された業務システム(以下「基盤関連システム」という。)が利用する住民情報の一元管理を実現する。</p> <p>(1) 統合データベース機能 基盤関連システムが利用する住民情報を保管及び提供する機能。</p> <p>(2) データ連携機能 住民記録システム、新税務システム等と連携する機能。</p> <p>(3) データ変換機能 文字コード及びファイルフォーマットを変換する機能。</p> <p>(4) 個人認証機能 基盤関連システムの利用者を認証し、権限を管理する機能。</p> <p>(5) システム管理機能 情報共有基盤システム及び基盤関連システムにおけるバッチの状況管理、サーバーの死活監視等を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="radio"/>] 宛名システム等 [<input type="radio"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="radio"/>] その他 (基盤関連システム)</p>
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
横浜市がん検診等情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・検診対象者に向けたクーポン券等の個別通知の発行や検診受診者の結果情報管理のため ・がん検診、歯周疾患検診の実施に伴う情報管理のため
②実現が期待されるメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンやスマートフォンを通じて、市民が自身のがん検診等の情報をマイナポータルを通じて自己情報の閲覧できる。 ・統合番号連携システムを通じて他都市との情報提供・照会が可能となることで、市内に転入又は転出された方の情報も他都市と共有でき、その後の検診・診療等に活用できる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項 別表第一 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第54条第1項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二の102の2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号法別表第二主務省令」という。）第50条第1項 <p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二の102の2項 ・番号法別表第二主務省令第50条第1項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局健康安全部保健事業課
②所属長の役職名	健康福祉局健康安全部保健事業課長
8. 他の評価実施機関	
なし	

(別添1) 事務の内容

検診対象者への受診勧奨、受診結果の管理・保管に関する事務



(備考)

健康増進事業に関する事務

- ① 検診対象者と判断するために必要な情報を住民記録システムから取得
- ② 情報共有基盤システムを経由して、住民記録システムより取得した情報から、受診対象年齢等を抽出し、受診対象者へ個別勧奨
- ③ 受診対象者が検診実施医療機関で受診
- ④ 検診結果が記載されている検診票を医師会経由で医療機関から取得し、検診結果情報をごん検診システムに登録
- ⑤ 情報共有基盤システムを経由して、住登外者の情報を住基ネットCS端末を利用して検索
- ⑥ 登録がない住登外者のデータを、統合番号連携システムに番号を登録し、中間サーバーへ副本登録
- ⑦ 検診結果情報を統合番号連携システム・中間サーバー経由で情報提供
- ⑧ 検診結果情報を統合番号連携システム・中間サーバー経由で情報照会
- ⑨ 個人がマイナポータルにアクセスし、自己情報を閲覧
- ⑩ 検診に関する統計情報を厚生労働省へ報告

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
横浜市がん検診等情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	横浜市がん検診及び横浜市歯周病検診の受診対象者
その必要性	特定個人情報ファイルを利用し、検診ごとの受診者数や検診結果等のデータを収集・分析することで、受診率向上に向けた施策の実施に資する。また、個別の受診勧奨文書の発送等、事務の効率化を図るためには、上記範囲の全てを対象にする必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
その妥当性	1 識別情報:対象者を正確に特定するために保有 2 連絡先等情報:対象者の居住地、世帯情報等を把握するために保有 3 業務関係情報: ・健康・医療関係情報・・・検診受診結果を管理するために保有 ・医療保険関係情報・・・国民健康保険の加入者と非加入者に分けて個別の受診勧奨文書を送付するために保有
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成25年5月31日
⑥事務担当部署	横浜市健康安全部保健事業課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民局窓口サービス課、健康福祉局保険年金課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③入手の時期・頻度	住民基本台帳システムから、1日1回、システム間の連携により自動的に入手する。検診結果等が記載されている検診票については、医師会経由で各医療機関から月次単位で入手する。	
④入手に係る妥当性	個人を特定し、適正に検診結果等のデータ情報を管理する必要がある。	
⑤本人への明示	番号法第9条第1項 別表第一 横浜市がん検診実施要綱及び歯周疾患検診実施要綱に検診票に必要事項を記入し申し込むことを規定しており、当該検診票に個人情報の利用目的を明記している。	
⑥使用目的 ※	横浜市がん検診及び横浜市歯周病検診の適正な実施のため	
変更の妥当性	—	
⑦使用の主体	使用部署 ※	健康福祉局健康安全部保健事業課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		1 検診受診者管理に関する事務 ・検診実施医療機関を経由して収集した検診受診者の氏名・生年月日・住所等から住民基本台帳等にて個人を特定し、受診履歴・検診結果等を管理する。 ・検診受診履歴、結果等の統計を作成する。 2 検診実施医療機関への委託料の支払いに関する事務 ・検診実施機関からの報告・請求に基づき支払い事務を行う。 3 検診の個別受診勧奨等、受診率向上に向けた施策に関する事務 ・住民基本台帳から対象者を抽出して、受診勧奨等を実施する。
	情報の突合 ※	検診実施医療機関を経由して収集した検診受診者の氏名・生年月日・住所等から住民基本台帳等にて個人を特定する。
	情報の統計分析 ※	特定個人情報に関する統計分析については、個人を特定しない方法で実施する。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	検診の個別受診勧奨等、受診率向上に向けた施策に関する事務 検診の受診履歴、受診動向等から分析し、郵送等による個別の受診勧奨の実施などを検討・実施する。
⑨使用開始日	平成25年5月31日	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (1) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(102の2項)
②提供先における用途	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令の定めるもの
③提供する情報	がん検診・歯周疾患検診に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市内在住の検診対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供を求められた都度
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

○がん検診システム

〈共通〉	
1	処理年月
2	シーケンスNO
3	請求年月
4	減免区分
5	受診年月日
6	スクランブル整理番号
7	カナ氏名
8	漢字氏名
9	性別
10	生年月日
11	年齢
12	郵便番号
13	住所
14	電話番号
15	医療機関所在区
16	医療機関CD
17	医療機関名
〈胃がん検診(エックス線検査)〉	
1	基本実施有無
2	乳がん実施有無
3	子宮がん実施有無
4	受診者の希望
5	家族歴区分
6	家族歴(1)
7	家族歴(2)
8	家族歴(3)
9	病歴区分
10	病歴・胃かいよう
11	病歴・十二指腸かいよう
12	病歴・腸閉そく
13	病歴・胃ポリープ
14	病歴・胃けいれん
15	病歴・慢性胃炎
16	病歴・胃がん
17	病歴・その他の胃腸疾患
18	手術歴
19	治療
20	体の調子(1)区分
21	体の調子(1)内容
22	体の調子(2)区分
23	体の調子(2)内容
24	体の調子(3)区分
25	体の調子(3)内容

26	体の調子(4)区分
27	体の調子(4)内容
28	体の調子(5)区分
29	体の調子(5)内容
30	体の調子(6)区分
31	体の調子(6)内容
32	体の調子(7)
33	体の調子(8)
34	体の調子(9)
35	体重
36	たばこ
37	酒区分
38	酒内容
39	コーヒー区分
40	コーヒー内容
41	妊娠
42	過去歴
43	所見・小彎短縮
44	所見・胃角変形
45	所見・彎入
46	所見・狭窄
47	所見・拡張不全
48	所見・球部変形
49	所見・球部不明
50	所見・ニツシェ
51	所見・辺縁不整
52	所見・辺縁硬直
53	所見・陰影欠損
54	所見・レリーフ粗大・乱れ
55	所見・レリーフ集中
56	所見・レリーフ断裂
57	所見・その他
58	所見・エリア不整
59	がん検診判定
60	自院他院
61	がん以外の疾病1
62	がん以外の疾病2
63	がん以外の疾病3
64	結果通知の方法
65	アナデジ
66	ピロリ菌
〈胃がん検診(内視鏡検査)〉	
1	病歴・区分
2	病歴・1

3	病歴・2
4	病歴・3
5	病歴・4
6	病歴・5
7	病歴・年
8	病歴・月
9	治療中の病気
10	症状・区分
11	症状・1
12	症状・2
13	症状・3
14	症状・4
15	ピロリ菌
16	ピロリ菌・年
17	ピロリ菌・月
18	たばこ
19	たばこ・本数
20	酒・区分
21	酒・内容
22	妊娠
23	過去歴
24	過去・年
25	過去・月
26	内視鏡所見
27	経路
28	撮影法
29	生検ありの場合
30	指示
31	画像の網羅性
32	画像の条件・1
33	画像の条件・2
34	画像の条件・3
35	画像の条件・4
36	画像の条件・5
37	空気量
38	総合評価
39	二次内視鏡所見
40	二次指示
41	検診結果・1
42	検診結果・2
43	検診結果・3
44	検診結果・4
45	悪性腫瘍の時
46	進行度

47	再検査・実施医療機関
48	再検査・医療機関名
49	依頼先・医療機関名
50	依頼先・住所
51	一次読影:生検・区分
52	一次読影:判定基準
53	一次読影:事後指導(旧)
54	二次読影:機器の問題・1
55	二次読影:機器の問題・2
56	二次読影:機器の問題・3
57	二次読影:画像の条件・1
58	二次読影:画像の条件・2
59	二次読影:画像の条件・3
60	二次読影:画像の条件・4
61	二次読影:網羅性
62	二次読影:生検実施時の評価
63	二次読影:総合評価
64	二次読影:判定基準
65	二次読影:事後指導(旧)
66	最終指示事項:判定基準
67	最終指示事項:事後指導(旧)
68	一次読影:事後指導
69	二次読影:事後指導
70	最終指示事項:事後指導
71	一次読影:部位1
72	一次読影:部位2
73	一次読影:部位3
74	一次読影:部位4
75	一次読影:部位5
76	一次読影:部位6
77	一次読影:部位7
78	一次読影:部位8
79	一次読影:部位9
80	一次読影:部位10
81	一次読影:周在1
82	一次読影:周在2
83	一次読影:周在3
84	一次読影:周在4
85	一次読影:周在5
86	一次読影:早期がん1
87	一次読影:早期がん2
88	一次読影:早期がん3
89	一次読影:早期がん4
90	一次読影:早期がん5

91	一次読影:進行がん6
92	一次読影:進行がん7
93	一次読影:進行がん8
94	一次読影:進行がん9
95	一次読影:進行がん10
96	二次読影:部位1
97	二次読影:部位2
98	二次読影:部位3
99	二次読影:部位4
100	二次読影:部位5
101	二次読影:部位6
102	二次読影:部位7
103	二次読影:部位8
104	二次読影:部位9
105	二次読影:部位10
106	二次読影:周在1
107	二次読影:周在2
108	二次読影:周在3
109	二次読影:周在4
110	二次読影:周在5
111	二次読影:早期がん1
112	二次読影:早期がん2
113	二次読影:早期がん3
114	二次読影:早期がん4
115	二次読影:早期がん5
116	二次読影:進行がん6
117	二次読影:進行がん7
118	二次読影:進行がん8
119	二次読影:進行がん9
120	二次読影:進行がん10
	〈肺がん検診〉
1	肺がん実施有無
2	胸部の病歴
3	胸部以外の病歴
4	手術歴
5	粉じん作業
6	新自覚症状
7	内容_せき
8	内容_たん
9	内容_血たん
10	内容_息切れ
11	せき
12	せき回数
13	たん

14	たん回数
15	血たん
16	血たん頻度
17	喫煙_吸わない
18	喫煙_以前
19	以前_何年前
20	以前_本数
21	以前_年数
22	喫煙_吸う
23	吸う_本数
24	吸う_年数
25	喫煙指数
26	血縁者_がん
27	身近な喫煙者
28	吸ってしまう場所
29	飲酒習慣
30	一次判定日
31	一次判定
32	一次判定キーフィルム
33	二次判定日
34	二次判定
35	二次判定キーフィルム
36	三次判定日
37	三次判定
38	三次判定キーフィルム
39	コメント_所見なし
40	コメント_肺がん疑い
41	コメント_肺炎疑い
42	コメント_肺結核疑い
43	コメント_気管支拡張症疑い
44	コメント_じん肺疑い
45	コメント_肺線維症疑い
46	コメント_アスベストージス疑い
47	コメント_縦隔腫瘍疑い
48	コメント_陳旧姓炎症性変化
49	コメント_異常陰影
50	コメント_陳旧姓胸膜病変
51	コメント_ブラ
52	コメント_胸水
53	コメント_胸膜ブランク疑い
54	コメント_その他
55	コメント_心拡大
56	コメント_術後病変
57	読影最終所見

58	最終判定
59	自他院区分
60	依頼先
61	アナデジ
〈大腸がん検診〉	
1	採便年月日(1日目)
2	採便年月日(2日目)
3	同時実施検診(胃)
4	同時実施検診(基本)
5	同時実施検診(乳)
6	同時実施検診(子宮)
7	同時実施検診(大腸のみ)
8	受診者の希望
9	問診(1)
10	問診(2)
11	問診(3)
12	問診(4)
13	問診(5)－①
14	問診(5)－②
15	問診(5)－③
16	問診(5)－④
17	問診(5)－⑤
18	問診(5)－⑥
19	問診(5)－⑦
20	問診(5)－⑧
21	問診(6)
22	検査実施日
23	結果1日目
24	結果2日目
25	試薬名
26	検査実施医療機関NO
27	判定
28	自院・他院
29	結果通知の方法
30	クーポン区分
31	クーポン番号
〈乳がん検診〉	
1	視触診実施医療機関CD
2	検診種別
3	基本実施有無
4	身長
5	体重
6	妊娠回数
7	分娩回数

8	最近の妊娠年齢
9	最近の月経・月
10	最近の月経・日
11	最近の月経・日間
12	閉経年齢
13	乳がん検診受診歴
14	マンモ受診歴
15	既往・家族1
16	既往・家族2
17	既往・家族3
18	既往・家族4
19	自覚5
20	自覚6
21	自覚7
22	自覚8
23	自覚9
24	左右差
25	皮膚変化・右
26	皮膚変化・左
27	乳頭乳輪・右
28	乳頭乳輪・左
29	硬結有無
30	硬結右左
31	圧痛有無
32	圧痛右左
33	腫瘍有無
34	腫瘍右左
35	部位右1
36	部位右2
37	部位左1
38	部位左2
39	乳頭分泌・右
40	乳頭分泌種類・右
41	乳頭分泌・左
42	乳頭分泌種類・左
43	リンパ節腫大・右
44	リンパ節腫大・左
45	リンパ部位右1
46	リンパ部位右2
47	リンパ部位左1
48	リンパ部位左2
49	臨床所見
50	判定・今後の方針
51	D総合判定

52	D総合判定日
53	マンモ未受診
54	マンモ実施医療機関CD
55	マンモ受診年月日
56	B腫瘍
57	B腫瘍部位MLO右
58	B腫瘍部位CC右
59	B腫瘍部位MLO左
60	B腫瘍部位CC左
61	B腫瘍形状
62	B腫瘍境界及び辺縁
63	B腫瘍濃度
64	B石灰化
65	B石灰化部位MLO右
66	B石灰化部位CC右
67	B石灰化部位MLO左
68	B石灰化部位CC左
69	B石灰化形態
70	B石灰化分布
71	B随伴する他所見
72	B随伴する他所見・右左
73	B随伴所見(乳腺実質)
74	B随伴所見(皮膚)
75	B随伴所見(リンパ節)
76	一次読影判定
77	要医療
78	一次読影日
79	フィルム評価
80	不能時
81	コメント
82	乳房の構成
83	C腫瘍
84	C腫瘍部位MLO右
85	C腫瘍部位CC右
86	C腫瘍部位MLO左
87	C腫瘍部位CC左
88	C腫瘍形状
89	C腫瘍境界及び辺縁
90	C腫瘍濃度
91	C石灰化
92	C石灰化部位MLO右
93	C石灰化部位CC右
94	C石灰化部位MLO左
95	C石灰化部位CC左

96	C石灰化形態
97	C石灰化分布
98	C随伴する他所見
99	C随伴する他所見・右左
100	C随伴所見(乳腺実質)
101	C随伴所見(皮膚)
102	C随伴所見(リンパ節)
103	二次読影判定
104	二次読影日
105	マンモ判定機関意見
106	郵便マーク
107	クーポン区分
108	クーポン番号
109	アナデジ
110	働く女性
111	一次比較読影
112	二次比較読影
113	合議
〈子宮頸がん検診〉	
1	検診種別
2	基本実施有無
3	乳がん実施有無
4	受診者の希望
5	妊娠回数
6	分娩回数
7	最近の妊娠年齢
8	最近の月経・月
9	最近の月経・日
10	最近の月経・日間
11	閉経年齢
12	問診1
13	問診2
14	問診3
15	問診4
16	問診5
17	問診6
18	問診7
19	体がん該当1
20	体がん該当2
21	体がん該当3
22	体がん該当4
23	視診内診1
24	視診内診2
25	視診内診3

26	視診内診4
27	コルポ実施の有無
28	コルポ所見1
29	コルポ所見2
30	コルポ所見3
31	コルポ所見4
32	コルポ所見5
33	異型移行帯a
34	異型移行帯b
35	異型移行帯c
36	異型移行帯d
37	異型移行帯e
38	採取部位
39	頸部採取器具
40	標本の適否
41	不適時
42	細胞診(新方式)1
43	細胞診(新方式)2
44	細胞診(新方式)3
45	細胞診(新方式)4
46	細胞診(新方式)5
47	細胞診(新方式)6
48	細胞診(新方式)7
49	細胞診(新方式)8
50	細胞診(新方式)9
51	細胞診(新方式)10
52	細胞診(新方式)確認
53	頸部細胞診(旧方式)
54	視診内診(出血)
55	視診内診(漿液性又は膿性帯下)
56	視診内診(子宮増大)
57	視診内診(その他)
58	採取不能
59	体部採取器具
60	体部細胞診断
61	総合判定
62	今後の指導・頸部
63	今後の指導・体部
64	結果通知の方法
65	郵便マーク
66	クーポン区分
67	クーポン番号
68	働く女性
69	妊婦クーポン

70	標本作成
(歯周病検診)	
1	受診年度
2	受診日
3	受診時年齢
4	受診医療機関
5	受診方法
6	健全歯数
7	未処置歯数
8	処置歯数
9	要補綴歯数
10	欠損補綴歯数
11	現在歯数
12	歯肉出血BOP(17または16)
13	歯肉出血BOP(11)
14	歯肉出血BOP(26または27)
15	歯肉出血BOP(47または46)
16	歯肉出血BOP(31)
17	歯肉出血BOP(36または37)
18	歯肉出血BOP(最大値)
19	歯周ポケットPD(17または16)
20	歯周ポケットPD(11)
21	歯周ポケットPD(26または27)
22	歯周ポケットPD(47または46)
23	歯周ポケットPD(31)
24	歯周ポケットPD(36または37)
25	歯周ポケットPD(最大値)
26	歯石の付着
27	口腔清掃状態
28	他所見
29	判定区分

○統合番号連携システム

1	個人番号
2	統合番号
3	4情報
4	業務固有番号
5	自動応答不可フラグ用サイン

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
横浜市がん検診等情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	特定個人情報の入手にあたっては、検診実施医療機関の窓口等で本人確認を実施したうえでっており、検診票等も必要とされる情報のみを記載する様式となっている。 住民基本台帳ネットワークシステムから情報を取得する際も、業務を行ううえで必要な範囲に限定して行う。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	検診票については、必要とされる情報のみを記載する様式となっている。 住民基本台帳ネットワークシステムから情報を取得する際も、業務を行ううえで必要な範囲に限定して行う。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	受診者情報は、自らの意思で受診した者の情報のみを横浜市に報告するため、本人の自発的に利用する制度である。特定個人情報ファイルにアクセスする際は専用端末を使用し、ログインIDとパスワードにより制限をかけている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	検診実施医療機関において、本人確認書類の提示により、必ず本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	上記にて入手した基本4情報(氏名・住所・性別・生年月日)に基づき、統合番号連携システムを通じて、個人番号を照合する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	1 入手の各段階で本人確認を行う。 2 収集した基本4情報(氏名・住所・性別・生年月日)に基づいて、統合番号連携システムを通じて、個人番号を照合する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・検診を実施した後の検診票は、実施医療機関から横浜市医師会及び歯科医師会を通じて、保健事業課へ提出される。 ・特定個人情報が記載された申請書類等は、漏えい及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、施錠可能な場所に保管する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報を検索及び登録できるようにし、目的を超えた紐付けを抑制する。 ・統合番号連携システムでは個人番号、統合番号及び4情報など基本的な情報のみ保持する仕組みとするため、当該事務にて必要のない情報との紐付けは不可能である。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑制する。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	当該事務に不要な内容は保持しておらず必要のない情報との紐付けは行われない。また、データの管理、運用について、システムを使用する際にはログインID、パスワードが必要となり、権限を制限している。なお、ログインIDにより、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか分かる様記録を残す。また、当該従事者が持つ異なる認証要素(画像等)と紐づけることで、従事者以外の操作を防止する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・職員ごとのログインIDとパスワードを発行し、当該従事者が持つ異なる認証要素(画像等)と紐づけることで、従事者以外の操作を防止しており、いつ、誰がシステムを利用したかについても記録を残す。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ・同一ユーザーIDの同時ログインを制限する。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・職務権限による制限をかけ、ログインIDとパスワードを発行し、ログインできる職員及び処理できる権限を管理する。 ・権限を有していた職員の異動又は退職情報を確認し、異動又は退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDでの利用権限を失効させる。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・権限を有していた職員の異動又は退職情報を確認し、異動又は退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDでの利用権限を失効させる。また、臨時的異動についても、随時更新する。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・がん検診システムへのログイン記録、がん検診システムの操作記録、特定個人情報を取り扱った記録(操作日、操作時間、取扱者)等のログ情報を残し、不正な操作がないことについて定期的に確認を行う。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・使用する際にはログインID、パスワードを必要とし、ログインIDにより操作ログを取得し、定期的に確認を行う。 ・利用する職員への研修等において、事務外利用の禁止等について、意識啓発を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・利用権限を業務単位ごとに設定することで、アクセスできる情報を制限する。 ・操作端末へのファイルのダウンロードはできない仕組みとなっている。 ・委託先には個人情報保護に関する誓約書を提出させる。また、セキュリティ研修の実施も義務付ける。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	○委託業務の開始前に体制図等の資料を提出させる。 ○横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項に基づき、個人情報の適正な取扱い並びに条例に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を受けさせ、個人情報保護に関する誓約書を提出させる。 ・委託契約約款 ・個人情報取扱特記事項 ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	・作業者を限定するため、委託作業者の名簿を事前に提出させる。 ・操作ログを取得、定期的に確認することで、不正な使用がないことを確認する。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・アクセスログを取得し、ログイン記録を残す。 ・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を作業実績報告書に残す。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	個人情報取扱特記事項において、再委託は原則禁止であり、再委託する場合は個人情報取扱特記事項に定める内容と同等の内容を再委託先に対して約定する旨を定めている。 遵守の確認については、作業実績報告書等にて行う。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	個人情報取扱特記事項に基づいて取扱いを行う。遵守の確認については、作業実績報告書等にて行う。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	契約が終了したとき、当該特定個人情報ファイルの使用が終了したとき若しくは委託元が指示したとき又はその他契約で定めたときに消去を行う。消去したときは、消去報告書を提出させる。 遵守の確認については、業務完了報告書等にて行う。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	契約書に添付する個人情報取扱特記事項において、次のとおり規定 ・目的外利用の原則禁止 ・複写、複製の原則禁止 ・作業場所の外への持出禁止 ・再委託の原則禁止 ・資料等の返還 ・事故発生時等における報告 ・研修の実施及び誓約書の提出	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 ・個人情報取扱特記事項 ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><横浜市における措置> ○統合番号連携システムの画面において、 ・番号法第9条に定められた事務担当者のみ統合番号連携システムを使用できる仕組みを構築する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のない事務の情報入手できないように制御する。 ・個人番号、統合番号等の番号入力時は、チェックディジットによる入力チェックを行い、誤入力により誤って他人の情報を表示することを抑止する。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><横浜市における措置> ・統合番号連携システムのサーバをデータセンタ内に設置し、物理的にアクセスできる者を限定する。 ・統合番号連携システムと中間サーバ間の通信は下記<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>及び<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>と同一である。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><横浜市における措置> 統合番号連携システムでは情報提供ネットワークシステムからの情報照会結果を保管しない。このためデータが不正確となるリスクは存在しない。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><横浜市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合番号連携システムのサーバをデータセンタ内に設置し、物理的にアクセスできる者を限定する。 ・統合番号連携システムと中間サーバ間の通信は下記<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置>及び<中間サーバ・プラットフォームにおける措置>と同一である。 <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><横浜市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手作業による入力誤り等を防止する。一時的に作成される登録用ファイルが不正に更新されないよう、サーバ等へのアクセス権限を設定する。 ・統合番号連携システムの画面からの副本への登録においては、統合番号連携システムの職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録できる仕組みとする。 ・住民基本台帳事務における支援措置対象者等については自動応答不可フラグを設定する。自動応答不可フラグを設定したデータへ情報照会の要求があった場合は、 番号法第19条に基づき提供が認められている機関及び事務であること その照会の必要性 提供する情報の取扱に十分な注意が必要であること <p>を照会元の機関に連絡、確認したうえで、情報提供の許可権限を持つ業務担当者が情報送信を許可したデータのみ提供する。</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可用照合リストと情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><横浜市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手作業による入力誤り等を防止する。一時的に作成される登録用ファイルが不正に更新されないよう、サーバ等へのアクセス権限を設定する。 ・統合番号連携システムの画面からの副本への登録においては、統合番号連携システムの職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録できる仕組みとする。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><横浜市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手作業による入力誤り等を防止する。一時的に作成される登録用ファイルが不正に更新されないよう、サーバ等へのアクセス権限を設定する。 ・統合番号連携システムの画面からの副本への登録においては、統合番号連携システムの職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録できる仕組みとする。 ・正本に誤りを発見した際は、速やかに自動応答不可フラグを設定する。業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・誤った相手への提供に対する措置は、<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>により行う。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><横浜市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合番号連携システムのサーバー機器はデータセンターに設置する。 ・データセンターへの入退館及びサーバー室への入退室は生体認証を用いて厳重に管理する。 ・統合番号連携システムのサーバーのラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。 ・バックアップデータは暗号化機能のあるソフトウェアで保存用媒体に書き出した後、入退館管理を行っている遠隔地にて保管している。 ・保存用媒体は専門の搬送車を使用して安全に搬送している。 ・統合番号連携システムでは端末に特定個人情報を保存しないため、端末盗難時の漏洩はない。 ・入手した紙書類は入退出記録を管理された倉庫で5年保存する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><横浜市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報にアクセスするサーバ及び端末にウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターン更新を行う。管理者がウイルス対策ソフトの適用及び状況の監視、管理を一括して管理できる仕組みとする。 ・サーバ、端末とも、OSのパッチ適用を随時実施する。 ・ネットワークへの不正侵入を防止するため、ファイアウォール、IDS、IPSを設置し、監視する。 ・統合番号連携システムの画面ではファイルを取り出す機能を持たない仕組みとする。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	別紙のとおり
	再発防止策の内容	別紙のとおり
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	<ul style="list-style-type: none"> ・死者のデータは生存者のデータと一体となって保管している。 ・住民登録内だった者の分：削除後、住民基本台帳法施行令第34条第1項に定める期間が経過し、かつ、統合番号連携システムを使用する全業務で不要となるまでの間保管する。 ・住民登録外だった者の分：統合番号連携システムを使用する全業務で不要となるまでの間保管する。
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>○個人情報、4情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民登録内の者の分: 住民基本台帳への記載及びその変更時にシステム間で自動的に連携する。 ・住民登録外の者の分: 定期的に住民基本台帳ネットワークシステムから一括提供方式によりデータを受診し、更新する。 ・事務上入手したデータのほうが新しい場合は、必要に応じて統合番号連携システムの画面から更新する。 <p>○4情報以外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務固有番号は、当該事務にて変更した後、統合連携番号システムへ再登録する。 ・情報提供ネットワークシステムへの照会結果は統合番号連携システムには保存しないため、古い情報のまま保管することはない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・媒体に保存したバックアップ用データは、次回バックアップ時に次回バックアップデータを上書きすることにより削除する。 ・システムプログラムを作成し、期間を経過した情報の削除処理を行う。 ・入手した紙書類は入退出記録を管理された倉庫で5年保存の後、職員立会いのもと外部業者による溶解処理を行う。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p><横浜市における措置> 特定個人情報に関する監査において、定期的に自己点検を行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p><横浜市における措置> 特定個人情報に関する監査において、定期的に監査を行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<p><横浜市における措置> 年に1回、特定個人情報保護に関する所属研修を実施する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>
3. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	横浜市役所 市民局市民情報課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882 鶴見区役所 区政推進課広報相談係 230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 045-510-1680 神奈川区役所 区政推進課広報相談係 221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8 045-411-7021 西区役所 区政推進課広報相談係 220-0051 横浜市西区中央1-5-10 045-320-8321 中区役所 区政推進課広報相談係 231-0021 横浜市中区日本大通35 045-224-8121 南区役所 区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112 港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321 保土ヶ谷区役所 区政推進課広報相談係 240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9 045-334-6221 旭区役所 区政推進課広報相談係 241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12 045-954-6023 磯子区役所 区政推進課広報相談係 235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 045-750-2335 金沢区役所 区政推進課広報相談係 236-0021 横浜市金沢区泥亀2-9-1 045-788-7721 港北区役所 区政推進課広報相談係 222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1 045-540-2221 緑区役所 区政推進課広報相談係 226-0013 横浜市緑区寺山町118 045-930-2220 青葉区役所 区政推進課広報相談係 225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町31-4 045-978-2221 都筑区役所 区政推進課広報相談係 224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1 045-948-2222 戸塚区役所 区政推進課広報相談係 244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17 045-866-8321 栄区役所 区政推進課広報相談係 247-0005 横浜市栄区桂町303-19 045-894-8335 泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335 瀬谷区役所 区政推進課広報相談係 246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町190 045-367-5635
②請求方法	持参又は郵送による指定様式での書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	受付時に本人確認を行う。
③手数料等	[<input type="checkbox"/> 無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 閲覧等の手数料は無料。ただし、写しの交付は実費負担が必要。郵送交付の場合は送料負担が必要。)
④個人情報ファイル簿の公表	[<input checked="" type="checkbox"/> 行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	横浜市がん検診等情報ファイル
公表場所	横浜市役所 市民局市民情報センター 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3900
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	健康福祉局健康安全部保健事業課 住所: 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 電話番号: 045-671-2453
②対応方法	窓口、電話等の問合せは随時対応し、必要に応じて対応記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年3月2日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	市ウェブサイトでの公開、市民情報センター及び各区役所での閲覧により市民意見募集を行う。意見は、郵便、ファクシミリ又は所管課への持参により受け付ける。
②実施日・期間	令和3年10月4日～11月2日
③期間を短縮する特段の理由	-
④主な意見の内容	なし
⑤評価書への反映	なし
3. 第三者点検	
①実施日	令和3年11月24日
②方法	横浜市個人情報保護審議会における審議
③結果	承認 附帯意見あり(評価書の一部修正)
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

過去3年以内に評価実施機関において発生した個人情報に関する重大事故の内容及び再発防止策の内容

公表年月日	内容	件数	再発防止策
1 平成31年2月25日	「広報よこはま」の配送を受託しているドライバー（再委託者）が当日の配送終了後、配送先（自治会等）の担当者氏名、住所、電話番号等が記載された配送伝票を車に残したまま、事業所に戻らずに自宅近くの駐車場で車を一晩駐車していたところ、車上荒らし被害にあい当該配送伝票を盗まれた。	189件	車から長時間離れる際には、車内に配送伝票を残さないよう徹底するとともに、個人情報の取扱いについて、個人情報取扱特記事項に基づき、適正に運用するよう事業者に対して再度指導した。
2 令和元年9月27日	横浜市プレミアム付商品券事業における子育て世帯分の購入引換券について、世帯主の前住所地向誤送付してしまったものがあった。	410件	住所情報を、抽出処理時点の最新のものにする「更新」の作業が抜けていたことにより、前住所地向が抽出されてしまった。再発防止策として、委託業者と抽出要件を再協議し、今後は更新作業をした上で送付先住所の抽出処理を行うことを確認した。さらに発送前に最新住所情報と照合し、より発送日に近い情報に更新することとした。
3 令和2年1月10日	都筑区役所の職員が、区民向けの公開講座に参加した市民1名に対して、区民活動センターの登録団体の一覧データを電子メールに添付して送信したが、添付したデータに登録団体参加者の個人情報が含まれていた。	255件	個人情報の有無でデータの格納場所を分離し、取り違いを防止するとともに、個人情報を含むデータにはパスワードを設定し管理を徹底する。 また、庁外向けにメールを送信する際の運用ルール遵守を徹底し、再発防止に努める。
4 令和2年1月21日	金沢区と協定を結んでいる自治会・町内会について災害時要援護者名簿を作成しているが、名簿登録に当たり新たに意思確認が必要となる対象者の抽出方法に誤りがあり、本人に意思確認をしないまま名簿に登録し住所地の自治会・町内会に提供していた。	779件	災害時要援護者名簿を更新する際には、対象者一人ずつ意思確認の有無を確認した上で行う。 また、名簿更新に関する事務を改めて見直し、マニュアルを整備するとともに、マニュアルの遵守を職員に徹底する。
5 令和2年6月8日	とつか区民活動センター（横浜市とNPO法人が協働運営）において、講座情報についての電子メールを送信する際、配信登録をしている団体のメールアドレスを、他の受信者のメールアドレスが判別できない方式（BCC）に設定して送信すべきところ、全員のメールアドレスが表示された状態（TO[宛先]）で一斉送信した。	138件	外部のメールアドレスあてにメールを送信する際は、BCC欄にメールアドレスを入れることを確実に実施する。 また、ダブルチェックの実施についても再度周知、徹底する。
6 令和2年6月19日	自然体験施設（指定管理者が運営）において、指定管理者が把握する全メールアドレスをメールの本文に記載し、かつ、全ての宛先に送信した結果、メールアドレスと氏名、組織名が流出した。	254件	個人情報の適正な取り扱い及びメールの適正・的確な使用方法について再確認するとともに、研修やダブルチェックによる確認等、再発防止策について指定管理者に改めて指導する。
7 令和2年12月24日	市総合保健医療センター（指定管理者が運営）において、指定管理者が受託している業務に係る内部の連絡会資料を誤って、外部の支援者を登録した別の連絡先グループのメールアドレスに、【BCC】ではなく【TO】で送信した結果、支援者の電子メールアドレス等が流出した。	163件	<指定管理者> 電子メール送信時のルールを改めて確認して、職員に周知する。個人情報保護を含めた緊急の不祥事防止研修を全部署で実施する。また、電子メールの誤送信防止ソフトの導入を検討する。 <本市> 個人情報の適正な取り扱い及び外部向け内部向け問わずメールの適正・的確な使用方法について、指定管理者に改めて指導する。
8 令和3年6月15日	市営墓地管理事務所において、墓地使用者の氏名・区画番号が記載された工程管理用の工事届の一覧を、打ち合わせをしていた事業者が誤って持ち帰ってしまった。	364件	書類等を引き渡す際、必要なものの抜けがないか、また不要なものがないかを、最後に先方と当方でダブルチェックを行う。 紙で管理していた工事届の一覧を、持ち出すことができないようパソコンでのデータ管理に変更する。
9 令和3年7月11日	市内で新たに新型コロナウイルスに感染した患者について、記者発表用資料を報道各社にFAXで送信する際に、誤って患者の個人情報を含む別の資料を送信してしまった。	165件	FAX送信の際には、ダブルチェックを徹底し、送信する資料に誤りがないかを確認する。
10 令和3年11月15日	消防出張所において、平成31年度分の搬送辞退書173枚と転院搬送依頼書84枚の収められた簿冊（1冊）を紛失した。	173件	担当者のみでなく、全職員が文書整理研修を受講する。 鍵付き書庫を購入し、容易に整理・確認ができる環境を整える。 廃棄文書梱包前に、責任職による最終確認を徹底する。
11 令和3年12月17日	区役所で保管していた、平成28年度の3か月分の該当区で交付したマイナンバーカードに係る交付関連書類を紛失した。	1931件	書類の保管場所一覧を作成し、執務室内の書庫から共用書庫への移動を記録するなどの管理を徹底するとともに、文書廃棄時には保存期間中の文書の状況を確認する。 また、文書廃棄時に廃棄すべき文書をより厳重に確認するよう職員に周知徹底し、廃棄する箱の中身について、責任職による確認を行う。